

7 森永ミルク中毒に関する行政協力の依頼について

医薬食品局食品安全部企画情報課

課長補佐 佐々木 昌弘

森永ミルク中毒事件の概要について

1. 事 案

昭和30年6月～8月、西日本の各府県（岡山、広島、京都、大阪、兵庫など）において、人工栄養の乳幼児の間に原因不明で発熱、汗疹様発疹、皮膚の異常などを主症状とした疾病が続発した。

2. 原 因

森永乳業株式会社徳島工場の製造によるMF印ドライミルクに、ひ素等の有害物質が混入したことによる。

3. 被害者数

平成21年3月31日現在 13,429名

4. 「三者会談」

被害者及びその親等は、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（略称「守る会」）を組織し、昭和48年、国・森永乳業に対して民事訴訟を提起した。

昭和48年9月、訴訟とは別に厚生大臣が、「守る会」、「森永乳業」及び「国」の三者による話し合いを提起し、第5回の三者会談（昭和48年12月23日）において、三者間で合意が成立し、以後は、これに沿って対策が講じられることとなった。なお、これに伴い「守る会」の取り下げにより、昭和49年5月民事訴訟は終結した。

現在は「(財)ひかり協会」が加わり、平成20年8月までに41回の「三者会談」が開かれている。

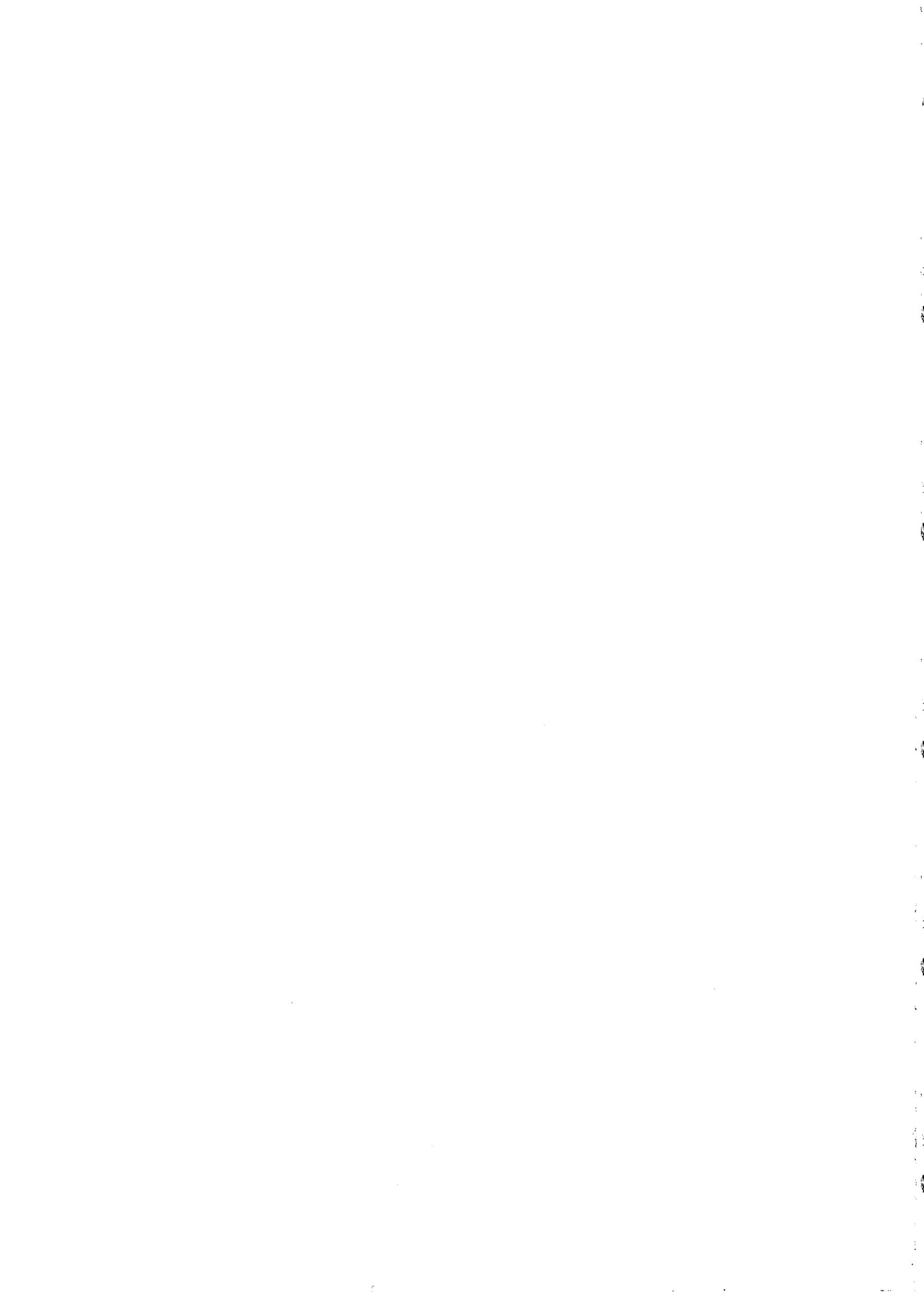
5. (財)ひかり協会

被害者の救済のため、三者会談での合意に沿って、昭和49年4月25日財団法人ひかり協会が設立され、被害者救済のために被害者の健康管理や治療養護、生活保障金の支給、保護育成等の事業を実施している。

なお、事業費等については、「三者会談」における合意に基づき、被害者の救済及び(財)ひかり協会の運営に要するすべての経費は、森永乳業(株)が負担している。

また、継続的な被害者の救済のため、「厚生労働省」、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、「財団法人ひかり協会」及び「森永乳業株式会社」の4者による「三者会談」における合意に基づき、被害者の救済措置等は円滑に行われているところである。

さらに、すべての被害者が生存する限り（全面的に解決するまで）「三者会談」を継続し、三者の立場と責任において、恒久救済実現に努力することが確認されている。



8 新型インフルエンザの対策について(現状と今後)

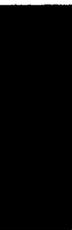
健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室

室長 難波 吉雄

9 保健師調査等について

日本看護協会

常任理事 井伊 久美子



厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業

保健師の活動基盤に関する基礎調査実施概要

1 背景及び目的・目標

本事業は各都道府県保健師職能委員会ならびに会員のネットワークを生かして全国的に取り組む事業と位置付けている。本事業を一つの契機に、職能団体としての活動を保健師に広く周知するだけでなく、保健師間のネットワークをより強固なものとし、今後の活動の活性化につなげることを前提としている。

これまで保健師を取り巻く環境は、老人保健法や地域保健法などの法制度の中で大きく変化してきた。また、昨年度から特定保健指導が開始となるなど、医療制度改革により今後も保健師の業務が大きく変化していくことが予測される。

このような中、現在保健師は様々な領域で活動しているが、世代の偏りや2007年問題、保健師間の連携の希薄化や孤立化などから、以前であれば比較的整っていたであろう保健師が学び育つための条件が大きく変化してきている。

また、これまでも保健師は24時間の対応や緊急の対応を行ってきた。しかし、虐待などの緊急を要するケースや解決が困難なケースの増加により、保健師の自己努力だけでは保健活動を実施できない状況が生まれている。時代が変化し、社会のニーズが多様化する中で、保健師が適切に活動できるような体制が求められている。

これらの状況に対応し、保健師が専門性を発揮していくためには、個々の保健師の就労や現任教育・研修等の条件・状況を明らかにし、その特徴や保健師が抱える問題を明らかにする必要がある。しかし、自治体保健師を対象とした既存の調査の多くは個人を対象としておらず、自治体以外の保健師については、概要すらつかむことが困難な状況にある。そこで、本会では保健師の活動基盤の現状を明らかにし、就労や現任教育に関する課題を明らかにする。

さらに、この基礎調査は今後経年的に実施していくことを想定しており、保健師の実態に関する基礎的な資料となるだけでなく、情報を蓄積し今後の変化等を見ていくための有用な指標・データとなることが期待されている。

- 目標： ①保健師が抱える就労条件や労働環境の問題や課題を明らかにする。
②保健師の現任教育や研修体制の実態を明らかにする。
③保健師の専門性の発揮を目指した支援体制の方向性を明らかにする。

2 期間

実査期間：平成21年8月10日（月）～平成21年10月26日（月）（予定）

3 調査対象及び調査方法

調査対象者：保健師として活動している全国の保健師を対象とした全数調査

（現在就業していない保健師も対象とする）

調査方法：インターネット上のWebを用いたWeb調査を実施する。

保健師職能委員や都道府県看護協会、厚生労働省等とも連携をとり、対象者に調査への協力等を広く周知していく。

4 調査事項

保健師の就労条件や労働環境、教育や研修に関する以下の各項目について調査する。

- ① 属性（会員/非会員、所属都道府県（非会員は就業地、就業していない場合は住所地）、性別、年齢等）
- ② 保健師の活動環境（勤務形態、職場構成、配置等）
- ③ 業務内容
- ④ 現任教育や研修の状況
- ⑤ 就労条件
- ⑥ 現状認識に関する事項

5 分析方法

基本属性の記入が不備なものは分析の対象外とし、単純集計やクロス集計を実施する。

単純集計：分析対象者の回答を設問ごとに集計

クロス集計：①自治体や事業所など領域別の集計を比較

②雇用形態や就労条件別などによる集計を比較

③年齢や経験年数などによる集計を比較 など

6 倫理的配慮

本調査は、日本看護協会の倫理審査委員会の承認を得た後に実施する。以下の具体的な倫理的配慮については、調査の目的や方法とともに、対象者に十分に説明をする。

- ・調査票は無記名で回収し、個人や施設を特定しない。
- ・調査に協力しない場合でも、不利益を被ることはない。
- ・Web調査を実施するにあたりシステムトラブルやエラーの危険性があるが、リスクを最小限に抑えるため、常に最善の方法を選択し本調査を実施していく。
- ・得られたデータは本調査の目的以外には使用せず、厳重かつ適切に管理する。
- ・調査終了後には、結果や成果を公に公表する。

7 スケジュール

	2008年							2009年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査の設計	→	(7月上旬:倫理委員会)								
調査票の作成	→									
調査票の配布			実査 →							
調査票の回収				→						
集計・分析					→					
結果からの検討							→			
報告書作成									→	
依頼や周知の予定		22-23:保健師中央会議 30:職能委員長会 協会ニュース	26-28:全国保健師長研修会	地区別法人会 委員会	→					都道府県職能委員長会
委員会予定	23:第一回委員会		8月下旬~9月上旬:第二回委員会				中旬~下旬:第3回委員会		上旬~中旬:第4回委員会	